

通し 番号	質 問	回 答	回答日
1	<p>募集要項2-(4)の【「別紙2」の必須名称を付け】とありますが、この必須名称は別紙2の施設名称のことでしょうか。</p> <p>別紙3の【看板設置等の留意事項】で各施設のイメージ写真の看板に記載されている名称の中に、別紙2と異なる施設名称の記載がございます。</p> <p>例) 施設名称：多目的人工芝グラウンド →別紙3 ○○人工芝グラウンド</p> <p>施設名称：バスケットコート広場 →別紙3 ○○バスケットボール広場</p>	<p>申し訳ありませんが、別紙2に必須名称の項目が抜けておりました。また、名称に一部誤りがありました。</p> <p>以下の各施設が連想できる愛称としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的人工芝グラウンド ・人工芝広場 ・競技用自転車広場 ・スケートボード広場 ・バスケットボール広場 ・北多目的広場 ・トイレ 	7月21日
2	<p>募集要項2-(5)の※1【市が設置する看板や敷地外の道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示を対象とします。】とありますが、<u>その際の変更に伴う費用はネーミングライツ・パートナー側の負担となるのでしょうか。</u></p>	<p>お見込のとおり、新規看板の設置や表示変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。</p>	7月21日
3	<p>別紙3の【看板設置等の留意事項】に【設置場所や箇所数、設置方法など、ご提案ください。】と記載がありますが、<u>どのタイミングでの提案となるのでしょうか。</u></p> <p>(候補になったタイミングなのか、ネーミングライツ・パートナーに決定してからなのか)</p>	<p>選定結果を通知後、市と候補者で協議するタイミングでご提案ください。</p> <p>募集要項6-(1)の【候補者の選定後、市とパートナー候補者(第1候補)は速やかに必要な協議、調整を行い】に該当します。</p>	7月21日